

一宮市地域づくり協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民による自主的な地域活動の運営及び地域における課題の解決を図ることにより、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする地域づくり協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 協議会は、主に次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
- (2) 地域住民の福祉に寄与する事業
- (3) 交通安全及び防犯に関する事業
- (4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業
- (6) 高齢者及び障害者福祉に関する事業
- (7) 環境に関する事業
- (8) 防災訓練及び防災に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域の発展に寄与する事業

(設置基準)

第3条 協議会は、一宮市町会長設置規程（昭和37年一宮市規程第1号）第6条に定める連区を単位とし、第9条第1項各号に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体とし、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 会則を定めていること。
- (2) 事業計画書及び予算書を作成していること。
- (3) 設立総会が開催済みであること。
- (4) 協議会を構成する団体等の名簿を備えていること。

2 協議会は、1連区1団体とする。

(団体の申請)

第4条 協議会を設置しようとするものは、地域づくり協議会設置申請書（様式1。以下「設置申請書」という。）に次の書類を添えて、各年の12月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 事業計画書及び予算書（案でも可）
- (3) 総会資料
- (4) 構成団体等の名簿

(団体の認定)

第5条 市長は、前条の設置申請書が提出された場合には速やかに審査を行うものとし、地域づくり協議会認定通知書（様式2）により通知するものとする。

2 協議会の認定年月日は、申請日以後最初に到来する4月1日とする。

(交付金の交付)

第6条 第2条に掲げる事業を実施するため、協議会に対し地域づくり協議会交付金（以下「協議会交付金」という。）を、事業実施の統括的な責任を持つ総合政策部市民協働課が交付し、第9条第1項各号に掲げる団体を所管する関係各課が審査を行う。

- 2 各協議会への協議会交付金の上限額は、毎年度算定するものとし、その金額は市長が別に定める。
- 3 第2条に掲げる事業を実施するうえで、前項の協議会交付金で実施する恒常的な事業とは別に一時的に事業費を投下することでより効果が見込める事業として市長に提案し、その承認を得られたもの（以下「提案事業」という。）について交付し、その上限額は別に定め、名称を地域づくり協議会提案事業交付金（以下「提案事業交付金」という。）とする。

（交付金の額）

第7条 協議会交付金の額は、協議会が第2条に掲げる事業を実施するために必要な経費（1,000円未満の端数は切り捨てる。）と、前条第2項の上限額とのいずれか高くない方の額とする。

- 2 提案事業交付金の額は、提案事業を実施するために必要な経費（1,000円未満の端数は切り捨てる。）と、前条第3項の上限額とのいずれか高くない方の額とする。

（交付金申請の手続等）

第8条 協議会交付金の交付申請その他の手続については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号）に定めるところによるものとする。

- 2 提案事業交付金の交付を受けようとする協議会は、事業実施予定の前年9月末日までに事業実施内容及び必要経費をまとめ一宮市地域づくり協議会提案事業計画書（様式3）を提出するものとする。

（構成団体への補助金等の交付制限）

第9条 市長は、協議会交付金を交付する場合又は交付した場合は、当該協議会に属する次の各号に掲げる団体に対して補助金、交付金その他の経済的援助（物品を除く。）を行わないものとする。ただし、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業の実施に伴い交付される補助金等については、この限りではない。

- (1) 地域交通安全会
- (2) 防犯委員会
- (3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会
- (4) 資源回収推進協議会
- (5) 地区公民館
- (6) 学校外活動推進委員会
- (7) 社会福祉協議会支会（敬老会事業、見守りネットワーク事業分のみ）
- (8) 連区自主防災会連絡協議会

- 2 提案事業を実施することができる協議会は、設立の認定から4年以上経過しているものとする。
- 3 提案事業は、単年度で完了するものとする。ただし、複数の事業を計画した場合は、最長3年連続で事業を実施できるものとする。

（交付金の使用制限等）

第10条 協議会交付金及び提案事業交付金は、次の各号のいずれかに該当する経費に対しては使用することはできない。

- (1) 第1条に規定する趣旨にそぐわない事業に要する経費
- (2) 政治又は宗教に関する事業に要する経費
- (3) 営利を目的とする事業に要する経費

- 2 協議会交付金に基づき実施している事業について、当該年度の協議会事業費に繰越金が生じたときには、次年度事業に充当することができる。

- 3 次年度以降において実施する事業の財源を計画的に確保するため、市長が特に必要

と認める場合には、各協議会は協議会交付金の一部を当該協議会の基金等に積み立てることができる。

- 4 基金等に積み立てる際には、基金等設置申請書（様式4）を作成し、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は速やかに審査を行うものとし、基金等設置回答書（様式5）により通知するものとする。

（財産の管理及び処分）

第11条 協議会は、第2条に掲げる事業により取得した備品等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた事業を完了（廃止を含む。）したときは、完了報告書と同時に、補助事業で取得した備品について、それぞれ地域づくり協議会備品台帳（様式6）を提出しなければならない。

- 3 協議会が当該事業により取得した財産であって、取得価格の単価が50万円以上のものは、処分制限財産とする。この財産を処分するときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書（様式7）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により財産処分を承認したときには、別に定める財産処分承諾書（様式8）により、申請者に通知しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年5月末日までに提出された設置申請書に対する第4条の規定の適用については、同条中「各年の12月末日」とあるのは「平成20年5月末日」と、第5条の規定の適用については、同条中「申請日以後最初に到来する4月1日」とあるのは「平成20年6月5日」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、令和2年4月1日以後に取得した備品について適用し、同日前に取得した備品については、なお従前の例による。

様式 1 (第4条関係)

地域づくり協議会設置申請書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

一宮市地域づくり協議会設置要綱第4条の規定により、次のとおり地域づくり協議会の設置を申請します。

記

名 称	
設置年月日	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none">○会則 (団体構成名簿を含む)○事業計画書及び予算書○その他総会資料○構成団体等の名簿

様式2（第5条関係）

地域づくり協議会認定通知書

年 月 日

協議会名称

代表者氏名

様

一宮市長

一宮市地域づくり協議会設置要綱第5条の規定により、地域づくり協議会として認定したことを通知します。

記

名 称	
認定年月日	年 月 日

様式 3 (第 8 条関係)

地域づくり協議会提案事業計画書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

一宮市地域づくり協議会設置要綱第 8 条第 2 項の規定により、提案事業を実施したいので計画書を提出します。

記

事業名称	
事業実施時期	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	○事業計画書及び予算書

様式 4 (第 10 条関係)

地域づくり協議会基金等設置申請書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

一宮市地域づくり協議会設置要綱第 10 条第 4 項の規定により、下記のとおり当地域づくり協議会に基金等を設置するので申請します。

記

基金等管理方法	
積立目的	
積立目標額	円
執行予定時期	年 月頃

様式 5 (第 10 条関係)

地域づくり協議会基金等設置回答書

年 月 日

協議会名称

代表者氏名 様

一宮市長

一宮市地域づくり協議会設置要綱第 10 条第 4 項の規定により申請された貴地域づくり協議会基金等の設置については、下記のとおりとします。

記

基金等の設置を 認める 認めない
(該当しない方を二重線で抹消)

基金等の設置に際しては、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管してください。また、基金に積み立てる額、取り崩す額は、予算で定めてください。
(基金等の設置を認めた場合に付記)

様式 6 (第 11 条関係)

地域づくり協議会備品台帳

団体名 _____

No.

整理 番号	備 品 名	メーカー・ 型番号	購入年月	購入業者名	購入金額	保管場所 など
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

様式 7 (第 11 条関係)

財 産 処 分 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

協議会名称

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付 一宮市協指令第 号で交付決定を受けた下記の
財産を処分したいので、地域づくり協議会設置要綱第 11 条第 3 項の規定により下記の
とおり承認申請します。

記

取得財產品目	
取得年月日	年 月 日
取得価格	円
時 価	円
処分方法	
処分の理由	

様式 8 (第 11 条関係)

財 産 処 分 承 諾 書

年 月 日

協議会名称

代表者氏名

様

一 宮 市 長

年 月 日付で承認申請のありました財産の処分について、地域づくり協議会設置要綱第 11 条第 4 項の規定により承認します。

記

1 財産処分品目

2 承認の条件は次のとおりとする